

# アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成26年9月  
市川市

## 1. 提案の概要

福祉事務所に、生活保護受給者、住居手当受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援相談員と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

## 2. 提案理由

提案の概要に伴い、市川市内でも生活保護受給者等が増加傾向にある中で、稼働能力を有するいわゆる「その他世帯」が受給者全体の16%（本市では平成26年6月現在、生活保護被保護世帯数は5,234世帯、その他世帯数は889世帯である）を占め、これらの者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点現在も、市川市はハローワークと連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、相談窓口が分かれていること（庁舎が離れていること）により十分な支援ができない状態であった。庁舎内に窓口を置くことで、これまで以上より細やかで、密な連携をした支援を行うため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

## 3. 提案内容

### (1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請者及び相談者とする。

### (2) 設置場所

市川市役所内

### (3) 実施内容

国が行う無料職業紹介等と市が行う生活保護に係る業務等を一体的に実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、設置する窓口相談員を配置し、市から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

市は、福祉事務所において生活保護に係る業務の実施に加えて、就労支援員を配置して、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、国の窓口へ誘導する。

### (4) 開設予定時期

平成26年11月25日